

## 別添7

### 定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第4条第2項、第12条第2項及び第13条第6項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕 特定医療法人の定款例 医療法人〇〇会定款	〔改正前〕 特定医療法人の定款例 (平成15年医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知) 医療法人〇〇会定款
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本社団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>〇〇病院</u> 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) <u>〇〇診療所</u> 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) <u>〇〇園</u> 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第4章 役員</p> <p>第12条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社団の開設（<u>指定管理者として管理する場合を含む。</u>）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第4章 役員</p> <p>第12条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>

ない。  
3～4（略）

- 第13条（略）  
2～4（略）  
5 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務を監査すること。
  - (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
  - (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
  - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事（○○厚生局長）又は社員総会に報告すること。
  - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
  - (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 6 監事は、この法人の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。

## 第6章 会議

- 第21条 会議は、理事長がこれを招集する。
- 2 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
  - 3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。
  - 4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3～4（略）  
第13条（略）  
2～4（略）  
5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

- 6 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。

## 第6章 会議

- 第21条 会議は、理事長がこれを招集する。
- 2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。
  - 3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

## 第7章 資産及び会計

第37条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

- 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。

## 第10章 雜則

第44条 本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。

## 第7章 資産及び会計

第37条 本社団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。

## 第10章 雜則

第44条 本社団の公告は、○○新聞（官報）によって行う。